

議案第5号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月20日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第３０号）の一部を次のように改正する。

附則第１２条の見出し中「平成２４年度」を「平成２５年度」に改め、同条中「平成２４年度」を「平成２５年度」に、「若しくは附則第１８条」を「、附則第１８条、附則第１９条若しくは附則第２０条」に改める。

附則に次の２条を加える。

（平成２５年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第１９条 平成２５年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１４条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第１項第１号から第２号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「１０分の５」とあるのは「１０分の９」とする。

（平成２５年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第２０条 平成２５年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１３条第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１０分の７」とあるのは、「２０分の１７」とする。

２ 前項の規定は、平成２５年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第１３条第１項第１号の２の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２５年度分の保険料について適用し、平成２４年度分までの保険料については、なお従前の例による。